

Title	古版経済書解題 ジェームズ・アンダーソンの『国民的勤勉に就いての考察』
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.9 (1935. 9) ,p.1347(103)- 1381(137)
JaLC DOI	10.14991/001.19350901-0103
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350901-0103">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350901-0103</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 古版經濟書解題

ジェームズ・アンダーソンの『國民的勤勉に就いての考察』

高橋 誠一郎

チューダー及びスチュアート王朝時代を通じて、地代は英國の國民的福利の指標と看做され、地代高ければ、英國民は繁榮であり、地代低くければ、英國民は萎靡しつゝあるものと觀ぜられた。地代は又、是れ等の時代を通じて其の國家的収入の源泉と看做され、當時の重商主義的政治家は、農業者の利益を促進し、以つて彼れ等をして更らに大なる地代を支拂はしめ、間接に地主を援助して更らに大なる租税を支拂はしめんとした。共有地の構園、畜牛の輸入禁止及び穀物輸出の奨励は概して地價を増加し、以つて間接に貿易を振興せしむるものと想像せられた。ホイッグ黨の哲學者ジョン・ロックが、地主を以つて國用の最大部分を負擔する者であつて、最大なる保護を享受し、國法の恩恵が彼れ等の上に與へ得る限り、多數の特權と多額の富とを享有す可き者と做し、而して地代の低落を以つて國富減退の確實なる徵候なりと觀、地主並びに國家に取つて眞の利益たるものは地代の騰貴であると説けることは吾人が曾つて引用せるが如くである。(拙著『重商主義經濟學說研究』五九一、五九四頁參照)。

然しながら、地租の永續的査定並びに土壤以外の源泉よりする収入の取得は地主の繁榮をして商人及び労働者の其れと一定事情の下に於いては相反するものたらしめた。アダム・スミスは其の「國富論」に於いて曰く「社會の事情に於けるあらゆる改善は直接若しくは間接に土地の眞地代を引き上げ、地主の眞の富、他の人々の労働若しくは他の人々の労働の産物を購入する力を増加するの傾きがある」に反し、「反對の事情、耕作及び改良の閑却、土地の原産物のあらゆる部分の眞價格に於ける下落、製造技術及び工業の衰微に基く製造品の眞價格に於ける騰貴、社會の眞の富の衰頹は總べて、他方に於いて、土地の眞地代を引き下げ、地主の眞の富を縮少し、他の人々の労働若しくは労働の産物の孰れかを購入する彼れの力を減少するの傾きがある」と。斯くて彼れは土地所有者の利益を以つて社會の一般的利益と不可分的に結合するものと觀た。(Wealth of Nations, 1776, vol. I, pp. 313, 314.) 然しながら、斯くの如き推論は「土地の使用に對して支拂はるゝ價格と看做された土地の地代は、爰に於いて乎、本來獨占價格である。そは地主が其の土地の改良に投資せることある可きもの、若しくは彼れが取得するを得るものに全然比例せずして、農業者が與ふるを得るものに比例する」と做すスミス自身の意見と矛盾するの觀なきを得ない。(ibid., pp. 180-181.) 即ち農業のあらゆる改良若しくは獎勵は單に、平常の賃銀率及び平常の利潤率を控除せる後、農業者が地代として地主に引き渡さざるを得ざる餘剩利潤を増加するに過ぎざるの結果と爲る可きが故である。

スミスに従へば、地代の起源は土地の産物に對する競争との比較に於ける土地の限定せられたる定量である。彼れは未だ「耕作の限界」なる成語を使用することがなかつたのであるが、而も是れに由つて生ぜしめらるゝ状態を認めて居つた。即ち彼れ曰く「土地の産物の中、其の普通の價格が、是れ等のものを市場に齎すに使用せられなければならぬ資本を其の普通の利潤と一緒に補償するに充分なる部分のみが市場に齎され得るの常である。普通の價格が是れよりも以上であるならば、其の餘剩部分は自から其の土地の地代に變ず可きである。そが其の以上でないならば、其の貨物が市場に齎さるゝことがあつても、そは地主に對して何等の地代をも與ふることを得ない。價格が其の以上であるか、ないかは、需要に依頼する」と。(ibid., p. 181.)

然しながら、「農業に在つては又、自然は人間と一緒に労働する」と觀じ、「斯くして、農業に使用せらるゝ労働者並びに労働する家畜は單に、製造業に於ける職人の如く、彼れ等自身の消費額、即ち彼れ等を使用する資本に等しき價値の再生産を其の所有者の利潤と共に生ぜしむるのみならず、遙かに是れよりも大なる價値の再生産を來さしめる。農業者の資本及びあらゆる其の利潤以上に、彼れ等は規則正しく地主の地代の再生産を來さしめる」(ibid., pp. 441-442.) と思惟せるスミスの胸中に於いては、土地が地主に對して地代を與ふることを得ざる場合の可能性は何等永續的印象を生ぜしむることがなかつた。彼れは寧ろ總べての土地が農業に使用せらるゝ労働者並びに役畜の消費する食料以上を生産するの力を有せざるを得ること、斯くて又、そが必然其の地主に對する地代を生ずるの力を有しなければならぬことを主張した。

然も、土地の産物中、是れ等のものを市場に齎すに充分なるものよりも大なる價格を與ふることなかる可き部分の存し得ることを承認せるスミスは、是れよりして地代は賃銀及び利潤と異なる方法に於いて貨物の價格の構成中に入り込むことを主張する。「賃銀及び利潤の高低は價格高低の原因であり、地代の高低は其の結果である。特殊貨物の價格が高きか低きかは、之れを市場に齎すが爲めに高低同じからざる賃銀及び利潤が支拂はれなければならぬからである。而も、そが高地代を生ずるか、又は低地代を生ずるか、若しくは全然何等の地代をも生ぜざるかは、其の價格が高きか低きか、即ち、是れ等の賃銀及び利潤を支拂ふに充分なる所のものよりも著しく以上である

か、又は極めて僅かに以上であるか、若しくは全然以上でないかに由るのである」(ibid., p. 181.)。是れに由つて觀ればスミスの所論は終にアンダーソン、ウェスト及びリカードオによつて達成せられたる點に接近し、地代を以つて較差的利益に對するものと看做すに至つたものと認めなければならぬ。而して彼れは地味の地代の外に地位の地代をも亦、認めてゐた。土地の地代は、其の産物が何であつても、其の沃度と共に相違し、又、其の沃度が如何あつても、其の地位と共に相違する。町の近傍に於ける土地は其の國の遠隔なる地方に存する等しく豊沃なる土地よりも大なる地代を産する」(ibid., p. 183.)。地代はスミスによつて主として殘餘的分子として取扱はれ、費用として考へらるゝことがなかつた。

彼れが「價格の諸構成部分」を論ずるに當り、土地が總べて私有財産と爲つた際には、地代が大多數の貨物の價格に於ける第三組成部分を構成すると説いてゐることは事實である。彼れは其の著の初版に於いて述べて曰く「あらゆる國の土地が總べて私有財産と爲るや否や、地主は總べて他の人々の如く、彼れ等が會つて蒔きたることなき所に刈らんことを愛し、其の自然的産物に對してすら地代を要求する。土地が共同であつた際には、之れを採集するの手續を掛くるに過ぎなかつた森林の薪、田圃の禾木及び總べて大地の自然的果實は其の上に設定せられた附加的價格を有するに至つた。人々は、是に於いて乎、之れを採集するの許可に對して支拂はなければならぬ、而して之れを貨幣、労働、若しくは他の財貨に對して交換するに際して、之れを採集するの労働及び該労働を使用する資本の利潤の兩者に對して歸せらる可きもの以上に、或るものが其の許可の價格として認められなければならぬものであつて、是れが土地の最初の地代を構成する。斯くて大部分の貨物の價格に在つて、土地の地代は斯くの如くして價値の第三源泉を構成するに至るのである。這般の事態に在つては、凡そ一定の貨物を取扱し若しくは生産する

るに使用せらるゝの常なる労働の定量、又は賃銀を前拂ひし而して該労働の原料を供給せる資本の利潤の孰れと雖も、それが普通購入し、支配し、若しくは交換す可き労働の定量を規制し得る唯一の事情ではない。第三の事情も等しく考察中に取り入れられなければならぬ、是れが即ち其の土地の地代である、而して其の貨物は普通、之れを市場に齎せる人をして這般の地代を支拂ふことを得せしむるが爲めに、労働の附加的定量を購入し、支配し、若しくは之れと交換せられなければならぬ」と。(ibid., pp. 59-60.)

斯くの如き兩項に互れる章句は後版中に於いて數箇所訂正を受けたのであるが、殊に再版に於いて前記「人々は、是に於いて乎、之れを採集するの許可に對して支拂はなければならぬ」云々以下の文字は削除せられて、之れに代るに「彼れは、是に於いて乎、之れを採集するの許可に對して支拂はなければならず、又彼れの労働が寄せ集め若しくは生産せるもの、一部分を地主に譲渡しなければならぬ。這般の部分、若しくは之れと同一物たるに至るもの、即ち這般の部分の價格は土地の地代を構成し、而して貨物の大部分の價格に在つて第三の構成部分を成す」と云へる二章句を以つてするに至つた。(ibid., 2nd ed., p. 60.)

這般の訂正は本書の初版が世に出でてより間もなく、彼れの親友デヴィッド・ヒュームが一千七百七十六年四月一日附の書翰を以つて「余は農圃の地代が其の産物の如何なる部分をも構成するものと思惟するを得ずして、價格は全然分量と需要とに由つて決定せらるゝものであると考へる」(J. Hill Burton, Life and Correspondence of David Hume, 1846, vol. II, p. 487; John Rae, Life of Adam Smith, 1895, p. 286.)と説ける抗議に基くものと認められてゐる。(Gide et Rist, Histoire des Doctrines Économiques, 1909, p. 73-74. n.)。リストは、或る場合には地代を以つて價格の構成要素と看做し、他の場合には價格の單なる結果と看做すスミスの矛盾が「國富論」

の第一版に於いては更らに一層明瞭であつたことを説き、同版に於いては地代が、利潤及び賃銀と並んで、價値の第三の源泉として取り扱はれたのであるが、這般の條項は再版からは削除せられて、地代は單に價格の一「構成要素」に過ぎざるものと看做さるゝに至つたことを述べ、而して斯くの如き訂正を以つて恐らくはヒュームの書簡の結果であらうと做してゐる。(Ibid.)。ドグラス(Paul H. Douglas)は、初版が一貨物の價格は「之れを市場に齎せる人をして這般の地代を支拂ふことを得せしむるが爲めに、労働の附加的定量を購入し、支配し、若しくは之れと交換せらるゝに充分でなければならぬことを宣明したのであるが、而も斯くの如きは、地代其の者の課税が「常に獨占者として行動し、而して其の地所の使用に對して取得せられ得る最大の地代を取立つる宅地料の所有者の負擔に全然歸す可きが故に」、それは轉嫁せらるゝこと能はず(Wealth of Nations, 1st ed., vol. II, p. 448.)と做す彼れの學說と明かに相容れざるものであつたことが事實であると説き、而して恐らくはヒュームの影響によつて前きの條項は之れを彼れの轉嫁の學說と矛盾ならしむるが爲めに言ひ變へられたと述べてゐる。(Adam Smith, 1776-1926, 1928, p. 115.)。

洵にスミスは此の點に關し、其の著の再版に於いては、初版に於ける幾多の辭句を削除し、而して地代を以つて價値の第三源泉(a third source)を構成すると做せる語を改めて、之れを以つて價格に在つて第三の構成部分(a third component part)を成すと説くに至つたことは事實であるが、而も若し彼れが果して充分にヒュームの批評を受け容れたものとするならば、彼れは其の著の再版若しくは其の後の版に於いて更らに根本的に其の所論を變更して居つたであらうと考へられる。彼れは最後まで、其の價格構成論中に於いては、價格が地代によつて影響せらるゝものと信じて居つたと認めなければならぬ。「源泉」なる文字が「構成部分」と書き改められたことは、さ

で大なる意義あるものではなく、初版以來本章の題目に現れつゝある「構成部分」なる文字と一致せしむるが爲めの訂正とも觀るを得可きであらう。

二

前掲ヒュームの書翰中に於けるスミスの地代説批評は後年のリカードの其れを豫示せるものであるが、而も、同じく『國富論』の最初の出版直後に於いて、地代の發生原因を説明し、此の點に於いてリカードの先驅者と稱せらるゝに至つた者は、何人も知る如く、農業問題に關する著名にして且つ多作なる著者ジェームズ・アンダーソン(一千七百三十九年生—一千八百〇八年十月十五日死)である。かのマッカラク以來、此の點に於いて屢々舉示せらるゝアンダーソンの著は『穀法の本質に就する研究』(An Enquiry into the Nature of the Corn-Laws; with a view to the new Corn-Bill proposed for Scotland, 1777.)<sup>1)</sup>と『穀法』(John Ramsay McCulloch, The Literature of Political Economy, 1844, p. xxiv.)<sup>2)</sup>とウィリアム・スタンリー・シヴァンズは曰く「地代理論は、一千七百七十七年に出版せられ、而して『穀法の本質に就する研究』と稱せられたる短篇中に於いて、ジェームズ・アンダーソンによつて、初めて發見せられ、且つ明瞭に述べられた」<sup>3)</sup>。(The Theory of Political Economy, 2nd ed., 1879, p. 228.)。然しながら、吾人はアンダーソンが此の著に先き立つて出版せる其の著『國民的勤勉の精神を鼓舞する手段に就する考察』(Observations on the means of exciting a spirit of National Industry; chiefly intended to promote the Agriculture, Commerce, Manufactures, and Fisheries, of Scotland. In a series of letters to a friend. Written in the year one thousand seven hundred and seventy-five, 1777.)中に於いて早く地代の本質及び起源を説明して居つたことを忘れてはならぬ。

本書は往々經濟學史家によつて「小冊子」(pamphlet)と記せられるが、(cf. William A. Scott, *The Development of Economics*, 1933, p. 97.) 然るに『穀法の本質研究』が八折半六十頁の小冊子であるに拘らば、一十七百十七年の本書エジンボロオ版は四折判五百三十四頁、別に前附五十二頁を有する大冊である。本書は一十七百七十九年八折判二巻としてプリンに於て出版せられたる。

彼れは前記二巻の外一十七百七十一号「ハックマン」(Ruddiman)の *The Edinburgh Weekly Magazine* に *Essays on Planting*. 著者「エッセイ」 *Essays relating to Agriculture and Rural Affairs*, 3 vols, 1775; 4th ed., with corrections, and large additions, 1794; *A Practical Treatise on Chimneys*, 1776; *Free Thoughts on the American Contest*, 1777; *Miscellaneous Observations on Planting and Training Timber-Trees*, by Agricola, 1777. (初め前掲雜誌に於て出版せられたる) ; *An Enquiry into the Causes that have hitherto retarded the Advancement of Agriculture in Europe; with hints for removing the circumstances that have chiefly obstructed its Progress*. 1779; *A Letter to Henry Laurens, Esq. during his confinement in the Tower. Public Advertiser*, Dec. 6th 1781; *The Interest of Great Britain with regard to her American Colonies considered*, 1782; *A Letter to J. Burnett, Esq. on the Present State of Aberdeenshire, in regard to provisions*, 1783; *The true Interest of Great Britan considered; or a Proposal for establishing the Northern British Fisheries*, 1783; *An Account of the Present State of the Hebrides and western Coasts of Scotland; being the substance of a report to the Lords of the Treasury*, 1785; *Observations on Slavery; particularly with a view to its effects on the British Colonies in the West-Indies*, 1789; *Observations on the Effects of the Coal*

*Duty*, 1792; *Thoughts on the Privileges and Power of Juries; with Observations on the present State of the Country with regard to Credit*, 1793; *Remarks on the Poor Laws in Scotland*, 1793; *A Practical Treatise on Peat Moss*, in two essays, 1794; *A General View of the Agriculture and Rural Economy of the County of Aberdeen; with Observations on the Means of its Improvement*. Chiefly drawn up for the Board of Agriculture; in two parts; 1794; *On an Universal Character*. In two letters to Edward Home, Esq., 1795; *A Practical Treatise on draining Bogs and swampy Grounds; with cursory remarks on the originality of Elkington's mode of training*, 1797; *Selections from his own correspondence with General Washington*, 1800; *A calm Investigation of the Circumstances that have led to the present Scarcity of Grain in Britain: suggesting the Means of alleviating that Evil, and of preventing the Recurrence of such a Calamity in future*, 1801; *A Description of a Patent Hot-House, which operates chiefly by the heat of the sun; and other subjects*, 1803. 著者エジンボロ。著れは又一十七百九十年より同九十四年を互ひ、週刊誌 *The Bee*; consisting of essays, philosophical, philological and miscellaneous. 十八巻を編輯し、次いで一十七百九十九年より一十八百〇二年を互ひ、月刊誌 *Recreations in Agriculture, Natural-History, Arts, and Miscellaneous Literature*. 六巻を出版した。(James Anderson, *Drei Schriften über Korngesetze und Grundrente, mit Einleitung und Anmerkungen von Eujó Brentano*, 1893, S. vi-viii.)

三

アダム・スミスの地代學説は前述の如く、夙に其の友人ヒュームの批評を喚起したのであるが、而も一般的には何等の注意をも惹起することがなかつた。然るに他方に於て、穀物輸出獎勵金に關する彼れの意見(「三田學會

雜誌第二十九卷第八號所載拙稿「分配論以前」(四二頁參照)は獎勵金支持者を刺激しなければ已まなかつた。ミスは這般の獎勵金が輸出を獎勵し輸入を阻止する重商主義的政策の一部たるが故に之れを嫌忌したのであるが、而も彼れは之れを攻撃す可き何等好箇の武器を有することがなかつた。而も、這般の獎勵金は穀物の價格を引き下ぐるよりも、寧ろ之れを引き上ぐるの傾向ありと做す彼れの意見を主張せる強烈なる語氣に奮激せしめられてアンダーソンは之れに對する反對論の筆を執つた。而して彼れは這般の反對論を主張するに當り、地代の發生原因に言及して後年のリカード地代説の一部を豫示したのである。此の點より觀れば、彼れの Observations on the means of exciting a spirit of National Industry. は、彼れがスマイスの「國富論」を讀了せる後、本書の第十三書翰に附加せる追録 (Postscript to Letter Thirteenth)「穀物獎勵金並びに其の他の英國穀法の本質及び效力に就いて」(On the nature and influence of the Bounty on Corn, and the other Corn-Laws of Great Britain.)と題せられたる部分に於いて特に興味あるものである。而も吾人は彼れの地代論が其の全般の論述中に於いて如何なる地位を占むるやを知るが爲めに、本書の卷頭に遡つて其の要旨を知らんとする。

アンダーソンは先づ蘇蘭土高地方ハイランズの現狀に就いて述べる。此の地方に於いては、族長は最近に至る迄、各々自己の人民に圍繞せられて生活し、其の領有地の産する收穫を彼れ等と共に分つた。彼れ等は商業によつて此の嶋の他の部分に齎されたる奢侈品を知ることなく、自己の素樸なる生活狀態に満足して居つた。彼れ等は又、其の祖先によつて彼れ等に傳へられた獨立を保持し、其の家族——彼れ等は其の氏族クランの總べてを斯くの如く看做して居つた——を他の劫掠から保護するの外、何等の願望をも有することなきが如くであつた。是れに由つて當然部下と其の首長との間には一種の暖い結合が生じた。第十八世紀内に於いて此の地方に發生した不幸なる變動によつて彼れ等の重

なる族長の多數は其の故郷から放逐せられた。而して彼れ等が其の唯一の正當なる判官にして立法者と看做せる族長の不在は、暫時司法の權力を弛めたが爲めに、一種特有なる無秩序を生じて、是れ迄彼れ等の間に於いては未聞であり、世界の他の部分に於いては未知である罪惡を生ぜしむるに至つた。而して政府は族長等が先きに其の部下の上に行使せる權力と權威とを彼れ等より奪ふを必要と認めたるが故に、猶ほ在所に殘留せる者の多數は、彼れ等の權威が削減せられたるを知り、又漸次文明生活の快樂に親むに至つて、次第に彼れ等が先きに行ひ來れる生活方法を愛好するの度を減じ、終には全然之れを放棄することゝ爲り、而して他の者をして彼れ等に代つて其の所有地を管理せしむるの已むなきに至つた。唯り其の族長のみを彼れ等の上長として仰ぐの風を養はれて居つた傲岸なる部下は、彼れ等が是れ迄單に彼れ等自身の一入として眺めて居つた者の統制に服するを肯んぜざるの概があつた。彼れ等は其の本來の主君の歸還を追慕し、彼れと共に幸福と平和の黄金時代が復歸す可きものと想像した。然しながら、是れ等文明の風に慣れた族長等が偶々其の郷里に歸還するに至つた時、彼れ等の總べての態度動作は其の部下が好んで期待せる所とは全然相違して居つた。彼れ等相互間の愛情は次第に疎隔した。族長と其の部下とは今や互に公然の敵として對立するに至つた。(Ibid., pp. 10-15.)

然しながら、斯くの如きものは這般の變革から生じた最惡の結果ではない。蓋し土地所有者は先きには其の地代を實物を以つて收受し、而して其の部下の間に彼れの收入を消費せるが故に、彼れ等の間から拉し去らるゝものは殆んどなく、彼れ等は總べて其の當時辛じて彼れ等を支ふるに足りた彼れ等自身の農圃の産物の分前に與れるが爲めである。而も今や是れ等の地代は、如何に少額であつても、絶えず此の地方から拉し去られたが爲めに、其の住民の生活に充當せらるゝの習ひであつた彼れ等の食料品を流出せしむるに資した。(彼れ等は其の農場の殆んど唯一

の産物たる其の家畜の價格として彼れ等に齎されたものを除いては、貨幣を有することがなかつたが爲めに、貨幣を流出せしめることはなかつたのであるが)。而して、彼れ等を支ふるの習ひであつた食料品の定量が斯くの如くして減少せしめられたに反し、今や彼れ等の多數の生命を奪ふの常であつた不斷の確執と小戦から免れて、是れ等の住民は其の數を増加しつゝあつたが故に、彼れ等が缺乏の襲來と其の不斷の隨伴者たる悲む可き禍患の總べてを経験するに至つたとも毫も不思議ではない。而して貧困なる高地方民によつて愁訴せらるゝ不幸の總べては土地保有者の無残なる強慾と貪婪とによつて生ぜしめられたものであると云ふのが、専ら此の國に行はれつゝある意見であるやうに思はれる。而も、アングーソンは、是れ等貧困なる人民の居住する地方は、耕作によつて改良せらるゝこと著しく不可能であり、而して其の住民は之れを行ふの方法を知らざるが故に、彼れ等を支ふる食料の定量が依然として殆んど増減なき間に、彼れ等の數が増加しつゝあつたとしたならば、縱令ひ土地所有者によつて全然何物も誅求せらるゝことがなかつたと想像しても、飢饉が彼れ等の間に自から生ず可き時が速かに近づきつゝあるものと思惟した。(ibid., pp. 15-16)。

農業の増進に依つて斯くの如き缺乏を充たすを不可能と見たアングーソンは、製造業の誘導を以つて蘇蘭士、殊に其の高地方の住民をして其の境涯を安易ならしむ可き唯一の蓋然的手段であると做し、而して如何なる種類の製造業が最も容易に且つ平穩に彼れ等の間に開始せられ得るやを看出し、次いで斯くの如き製造業を促進するが爲めに案出せられ得るあらゆる方法を講ずることが、此の地方を改善し、其の住民を獨立且つ快適ならしめんことを欲する人々に取つて最も必要な研究であると説く。(ibid., pp. 21-22)。而して彼れは遠隔の地方、殊に外國より齎さるゝ原料に依頼する製造業を確立するの諸困難を説き、而して其の加工する原料を農業者より取得するに由つて農

業の進歩を奨励する製造業を以つて最も有利なりと觀る。(ibid., pp. 22-33)。農業者より其の過剰産物を取得するに由つて其の作業に生氣を興へ、其の心に生命と活動力を興ふる製造業及び商業の援助は農業を振興する唯一有效なる方法である。農業は商工業との同盟なくんば能く繁榮に赴くことを得ない。(ibid., pp. 61-62)。而して商業は製造業なくして存立することを得るものであり、農業が商業によつて援助せらるゝならば、製造業は彼れの想像するが如く農業の繁榮に取つて、さまで必要ならざる可しと主張するは非である。蘇蘭士の農業は主として適當なる製造業を等閑に付するによつて害せられてゐる。(ibid., pp. 67-70)。

而してアングーソンは此の國土の性質が亞麻を多量に産出せしむることを許さず、而して其の收穫を奨励するが爲めに行はれた諸々の試みは明かに此の國に取つて有害であつたことを認め、(ibid., pp. 40-44)、之れに反し、這般の目的を以つてする綿羊の養殖は此の點に於いて著しく有利なる可きものであつて、蘇蘭士は是れ迄同國に於いて生産せられた羊毛の分量及び品質の孰れに於いても傑出することがなかつたのであるが、而も斯くの如きは全然偶發的諸原因から生じたものであつて、其の住民の些少なる注意によつて容易に除去せらるゝを得可きものであると思惟した。(ibid., pp. 44-163)。綿羊の飼養と羊毛の加工とは高地方住民の窮迫と缺乏とを救済する唯一の實際的手段である。(ibid., pp. 177-178)。蘇蘭士は殆んどあらゆる點に於いて英蘭士よりも以上の成功を以つて羊毛工業を遂行するに適してゐる。(ibid., p. 292)。

## 四

アングーソンは前述せるが如き彼れの意見を述ぶるに當り、偶々、蘇蘭士が同國に於ける生計の低廉なるが爲めに製造品より受くるを得可き利益に就いて云々したのであるが、而も彼れは、製造品は食料品の低廉なる際よりも、



其の高價なる際に於いて低廉であつて、低廉なる國はさまざま製造業に取つて適當なるものに非ずと做すの反對意見に答へなければならなかつた。(斯くの如き所論に就いては拙著『重商主義經濟學說研究』七六〇頁參照——アンダーソンは爰に匿名氏の著 *Essays on Trade and Commerce*, 1770. を舉示してゐる)。アンダーソンは必然貨幣 (money) と富 (riches) との間に區別を設けざる可らずと做し、貨幣は本來無用のものであるが、而もそは之れを所有する人が之れに代へて現實の價値を有する或る物を交付せることを立證する徵證として總べての文明國民の間に於いて承認せらるゝに至つたものと觀た。(Anderson, op. cit., pp. 277-278.)。貨幣が或る一定の國家に於いて價値を有するに至るは、單に人類の間に於ける相互の契約に由るに過ぎざるが故に、人々の多數が、這箇彼れ等の支配者の記號によつて品位を附するに適せりと思惟す可き如何なる實體も這般の用途に使用せらるゝを得可きであるが、而も世界の總べての文明國に於いては、金及び銀は、是れ等兩金屬の稀少性、永續性及び其の他の格段なる性質に由つて、今や一般の同意に依り這般の目的に取り最も適當なる實體と看做さるゝに至つた。(Ibid., p. 278.)。而して是れ等金屬の定量が或る一定の國に於いて小であるとすれば、其の極めて僅かのものが生活必要品の大なる定量を購入するを得可く、又、貨幣が或る一定の場所に於いて豊富に存在するならば、是れよりも遙かに大なる定量が同一貨物を取付するが爲めに與へられなければならぬであらう。是に於いて乎、共に總べての貨物に對する交換の共通の媒介物として是れ等の金屬を使用する相異なる國々に居住し、而して其の各々が貨幣の同一額若しくは是れ等金屬の同一重量を所有しつゝある二個の人々が富裕の點に於いて著しく相違することのあり得るは明かである。斯くて、貨幣及び富は單に相對的名辭に過ぎざるものであつて、是れ等のものは或る場合には等しき意義を有することがあり得るのであるが、而も屢々分離することある可きが故に、是れ等のものは互に混同せらる可きひなす。(Ibid., p. 279.)。

斯くて銀若しくは金の極めて少量は、恰もそれが幾分指示し得る程度まで増加せられたと等しく良く貨幣の總べての目的に適應するを得るが故に、吾人にして單に他の國家と全然關係なきものとして考察せられた或る一定國家の内部的便宜のみを考ふるとしたならば、そが是れ等の金屬の大なる定量を有するか、若しくは少なる定量を有するかは這般の國に取つて何等重大なる事項ではない。然しながら、吾人が商業によつて其の周圍の他の國々と聯絡せるものとして是れ等の諸國を考察するに至る時には、此の點に於ける一定の顯著なる變化より生ず可き結果は尠くなすのである。(Ibid., pp. 279-280.)。一方の國家に於ける貨幣の定量が、他方の國家に於ける其れに比し、恰も一に對する二の割合に於て存する隣接の二國家が存すると假定する。斯くて一方に於ける一片の貨幣は他方に於ける同一重量及び稱呼の二片に等しくなければならぬ。吾人は之れを富と貧なる普通の名稱によつて區別する。是れ等二國の住民が同一種の製造業に従事し、而して之れを經營するが爲めに等しき熟練と便宜とを有するとしたならば、貧しき國に於ける貨幣の一片は、他國に於いて二片に對して購入せらるゝを得る所のものに等しき原料の一定量(是れ等のものが自國產物なりと想定して)を取付す可く、又、之れを製造するが爲めに使用せらるゝ労働者等の賃銀は同一の割合なる可く、斯くて仕事の一片は、明かに等しき内在的價値のものたるに拘らず、一方の國に於いては二片の貨幣を費さしめ、他方の國に於いては四片を費さしめる。(Ibid., pp. 280-281.)。

今、是れ等二國の商人が各自の製造品を第三國に於ける共同の市場に齎す可しとしたならば、貧國は富國の製造品の正味原價よりも遙かに以下なる價格を以つて此處に其の製造品を販賣して、之れに對して大なる利潤を收受するを得ることが明かである。而して富國の住民も亦、彼れ等が其の隣國人の製品が自國の其れよりも遙かに低廉に

供給せられ得ることを知つた際には、彼れ等からはれ等の製品を取得するが爲めに其の権内に存するあらゆる方法を講ず可きである。而して縦令ひ、是れ等のもが王國內に入ることを法律によつて禁止せらる可しとしても、是れ等のものは、猶ほ之れを抑制せんとする最も熱烈なる努力にも拘らず、國內に入り込む可きである。斯くして其の地の製造工業は急速に不振と爲り、貨幣は漸次其の國を去り、而して其の住民は暫時にして彼れ等の隣國民と等しく貧困にして、又彼れ等と等しく鋭意其の製造業を営むを得るに至る可きである、而も斯くの如きは彼れ等にして、西班牙の如く、其の領内にはれ等の貴金屬を産する鑛坑を有するが如き不幸を有することなきを假定してのことである。(Ibid., pp. 281-283.)。一國最高の福祉を構成するものは、貨幣の夥多に非ずして、其の住民が勞作しつゝある諸般の製造品に對する不變且つ堅實なる需要から生じつゝある國內に於ける勞働の夥多並びに其の住民全般の活動である。(Ibid., p. 284.)。

貨幣が稀少であり、従つて又、大なる價值を有する國は、貨幣が一層潤澤にして、生活の必需品が斯くの如き恰好なる價格に於いて取得せらるゝこと能はざる他の國以上に製造業の經營に取つて幾多の眞實にして且つ争ふ可らざる諸利益を有する。是れに由つて蘇蘭土の北部は製造業に取つて英蘭土の如何なる地方よりも有利であることを認めざるを得ない。(Ibid., pp. 290-292.)。如何なる國に於いても、食料品の價格の一次的騰貴は自から勞働人民をして一層勤勉ならしめ、又、其の一次的低落は必然反對の結果を生ぜざるを得ざることは既述の如くである。然しながら、此の騰貴せる價格が長く持續するとしたならば、勞働者等は其の窮狀に驅られて、賃銀の増額を主張するか、若しくは其の國を去つて異郷に出世の道を求む可きである。製造業主等は其の勞働者等の賃銀を斷じて引き上げることなからんが爲めに彼れ等の間に不法の團結を締結することある可きも、而も幸にして斯くの如き不正なる組合は曾つ

て永續することなく、又決して永續することなかる可きである。(Ibid., p. 293.)。斯くの如くして、あらゆる一次的缺乏は製造業主に對しては瞬間的利潤を、而して彼れ等自身並びに國民一般に對しては永續的損害を來さしめる。蓋し仕事の價格にして一度び引き上げらるゝならば、そは豊富と爲つた場合に引き下げらるゝよりも寧ろ更らに其れ以上に増加せられなければならぬことが明かなるが故である。是れが爲めに外國市場に於ける製造品の價格を騰貴せしむることが必要と爲り、そは是れ等の物に對する需要を減退せしめ、而して適當なる救濟策が施さるゝを得るに先き立つて、屢々國內に於ける暴動と流血とに終る多くの不安の原因である。(Ibid., p. 294.)。

英國の穀法は之れを防止するに資するものとして大に稱揚せらる可きである。吾人にして若し自國の製造業を繁盛なる状態に置かんことを欲するならば、麵麩用穀物並びに其の他の生活必需品が常に製造人の取得し得る範圍内に存する底の恰好なる價格に於いて彼れに供給せらるゝやうに終始豊富に其の國內に存せしめらる可きである。而して此の點に於いて變化が少なければ少い程愈々可である。而も價格が低きに過ぐる際には輸出に對して奨励金を與へ、又、價格が高きに過ぐる時には輸入を許すは斯くの如き目的を達成する最良の方法である。(Ibid., pp. 294-295.)。農業者が價格の恰好なる際に輸出することを妨げらるゝか、若しくは甚しく低廉なる際に奨励金を剝奪せらるゝとしたならば、其の結果は如何にある可きであるか。收穫が豊富なる時には、國內の全人民は生産せられたる穀物の全量を消費することを得ざるに庶幾かる可く、市場は在荷過多と爲り、農業者は其の穀物を販賣するを得ず、價格は勿論著しく引き下げらる可く、製造人は怠惰暴慢と爲り、海外よりの註文は我が製造人によつて適當なる時機に仕上げられずして、外國商人は是れ等の財貨を他の市場に俟たざるを得ざる可く、農業者は彼れ等の地代を支拂ふこと能はざる可く、地主は其の地代を得ること能はずして窮迫す可く、而して全國民は想像せられ得る最も激

烈なる騷亂裡に投ぜらる可きである。然しながら害悪は是れに止らずして、農業者が市場に於ける穀物の過多に由り斯くの如き痛烈なる困苦を嘗めたる時、彼れが欣然次ぎの收穫に對する其の準備を進む可しとは想像せらる可きでない。小心にして不決斷なるが爲めに、彼れの努力は弱く、又、彼れは次ぎの收穫がさまで豊富ならざることを願ふことすらある可きである。斯くの如き事情の下に在つては、穀物の播種せらるゝこと極めて少なく、而して、是れ等少量の穀物に對する土地の耕作は不完全なる可く、天候氣候の如何に拘らず、收穫は豊かなること能はざる可く、而も天候氣候にして不順なるを示したならば、住民の食料に取つて必要な穀物の定量の半ばも生産せられずして、飢饉は不可避の結果でなければならぬ。斯くて價格は斷えず極端より極端に動搖し、農業者及び其の他の労働者は交替的に赤貧の境涯に陥らしめらるゝか、若しくは破壊的なる股富に耽溺す可きである。斯くの如き事情の下に置かれた國家に於いては何等重要なる製造業を營むことも亦、不可能であらう。(Ibid. pp. 25-296.)

アンダーソンは更らに語を續けて言ふ、然しながら、斯くの如きは是れ等有益なる法律が制定せらるゝ以前に於いては久しきに互れる不列顛の不幸なる状態であり、そは又、或る程度まで、現に、製造業の殆んどあらゆる部門に於いて吾人を凌駕するが爲めには確く斯くの如き立法の仕組に依附して變らざるの外、殆んど何等他の事情に於いて缺くる所なき一定の現代國民の状態であると。(Ibid. p. 296.) 而も彼れは穀法の精神と羊毛に關する其れとの間には顯著なる相違の存することを認める。佛王路易十四世の勅令に依つて、佛國に於ける羊群の所有者等は、其の近隣に於ける製造業者以外の如何なる者に對しても彼れ等の羊毛を販賣することを抑制せられたのであるが、其も其の結果は、牧羊家をして這般の農業部門を顧みざるに至らしめ、是れが爲めに羊毛は稀少且つ高價と爲り、遂にピカルデイ、アルッワ、ヘーノー、佛領フラングエズ等に於ける諸地の製造業を全く荒廢せしめた。而して最近

の當局は其の前任者等の非を認め、賢くも此の種の諸法規を廢止した。(Ibid. pp. 298-303.)

佛蘭西及び英蘭士は一定の場合に於いて其の製造業者に對して農業の利益に先んじて不當なる優越を與ふるに努めて、却つて其の製造業者を害したのであるが、蘇國の郷紳は農業を奨励せんと企圖すること多きに過ぎ、製造業に先んじて不當なる特權を之れに與ふるによつて、此の國に於ける農業の利益を害するに至る可きである。碾割燕麥の價格が一ポールに就き十六志を超えざる時は、蘇國の諸港は常に其の輸入に對して閉鎖せらる可きことを命じたる一千七百七十三年の法律は恐らく此の國に於ける穀物の價格をして高率を保たしめ、以つて農業を奨励し、借地農をして更らに高き地代を支拂ふことを得せしめ、斯くて又、土地所有者の利益を著しく増進せしむるに資す可きものと想像せられたるが故に其の通過を見たるものである。然しながら、アンダーソンを以つて觀れば、製造業の利益を農業の其れから分離せしめんと企圖するは、恰も影を其の實體から分離せんと努むるに等しきものであつて、之れを行はんとするあらゆる企圖は其の最も多く奉仕せんことを期せる人々の利益に取つて有害なることが明かとならなければならぬものである。斯くの如き手段に據つて、穀物が數年の間高率を保たしめらる可しとしたならば、多數の人々は其の持續を期待して、可なりに引き上げられた地代に於いて農場を借り入るゝに至らしめらる可く、而して多量の穀物を耕作するが爲めに出來得る限り努力す可く、斯くて平年に於いて、其の國の人民が消費し得るよりも多量の穀物は擧げられ、市場は在荷過多と爲り、價格は著しく低減せしめられ、是れ等の借地農は彼れ等の地代を支拂ふこと能はざる可く、而して地主並びに國家全般は斯くの如き法律が施行せらるゝことなかりし場合よりも遙かに不良なる状態に陥らしめらる可きである。是に於いて乎、アンダーソンは速かに斯くの如き法律を廢止し、之れに代へて、穀物をして出來得る限り中庸の價格を保持せしむ可き更らに公平なる立法の仕組を採用

す可きことを主張する。斯くの如きは結局國內に於ける總べての階級の人民に取つて最も有利なることを示す可きである。(ibid., p. 303-306)。

## 五

次いでアンダーソンは英蘭土に於ける穀物輸出奨励金に反對するアダム・スミスの主張を批評する。アンダーソンが英蘭土に於ける穀法の一般制度を稱讚するは全く、是れ等のものが特に穀物の價格の動搖を防止するに適せりと做すの推定に基くものである。然るに穀物に對する奨励金を以つて單に其の價格を騰貴せしめ、斯くて又、農業者及び穀物商に對して法外の利潤を與へんとするの謀計とのみ考ふるアダム・スミスは前述の如き目的を全然觀過せるが如くである。(ibid., p. 310)。奨励金はスミスの主張するが如く、豊年に於いても、凶年に於いても共に、穀物の價格が自然に存す可きよりも之れを高く引き上ぐることなく、單に豊年に於いては其の法外に低落するを防止し、又、凶年に於いては極端に昂騰するを防止するのみである。(ibid., p. 311)。アンダーソン以爲らく、凡そ如何なる政治上の主義と雖も、市民中の一階級に對し他の階級に先んじて不當なる特權を與へんことを企圖す可きものは、其の國の博識なる成員よりして正しく如何なる程度の稱揚をも受くるの資格を有すること能はざるものである。而も彼れに従へば、穀物輸出奨励金は最も有效に總べての階級の人民の一般的勤勉を増進し、斯くて又、其の國家の元氣と國內の幸福とを増大するものである。(ibid., p. 234)。奨励金はあらゆる他の危険なる企業に於ける保険料に比せらる可きものである。(ibid., pp. 327-332)。著者は英國の穀法を以つて極めて賢明なるものと稱するに躊躇せざるものであるが、而も之れをして更に一層完全ならしめ、國家に取つて更に一層有利ならしむるが爲めに、國內市場に於ける穀物が一の指定價格以下なる際には、終始均等に穀物の輸出に對して支拂はる可き一

の不變なる奨励金に代へて、奨励金をして國內市場に於ける穀物の價格と共に變化せしめ、穀物の價格が減少するに連れて之れを増加せしめ、又、國內に於ける價格が一定の率を超過する際に、唯り穀物の輸入を許すのみならず、更に進んでそれが他の限定せられたる價格以上に騰貴す可き時は、輸入に對して奨励金を與へ、而して這般の奨励金は又國內市場に於ける價格の増加と共に増加せしむるを以つて之れをして更に一層公平にして更に善く所期の目的に適合せしむ可きものと做してゐる。(ibid., p. 332-333)。

アンダーソンは又、蘇蘭土に關して穀法改正意見を述べる。英蘭土の主要なる農産物は小麦であるが、蘇蘭土の其れは常に燕麦であつた。燕麦の著しく嵩高かなること、其の價格の甚しく低廉なることは之れをして適當なる輸入品たらしむること小麦に比して遙かに少なきものである、而して此の種の穀物の販賣は大陸に於ける極めて少數の場所に限られたるが故に、會つて海外に於いて之れに對して確固たる需要の存したることなく、斯くて偶々豐作起るに及んでは、直ちに之れに應ず可き其の捌口が存することがないのである。(ibid., p. 372)。彼れは燕麦の貿易に關する英國に於ける規制を盲目的に蘇蘭に於いて採用せしめんとするものではない。蓋し斯くの如きは、單に精々の不完全なる規制を更に不良なる他のものに代ふるに過ぎざる可きが故である。吾人は燕麦が蘇蘭に於ける主要なる農産物であることを常に忘れてはならぬ。英國に於いては事情は甚しく之れと相違するものがある、斯くて又、此の種の穀物は此の地に於けるよりも彼の地に於いては立法部によつて注意せらるゝの必要少なきものである。沃度、地位等に關する相異なる國々の性質も亦、屢々、他の國に取つては甚だしく不適當なる可き穀物貿易に關する或る特殊の規制をして一國に取つて極めて賢明なるものたらしむ可きである、斯くて又、各國の事情は此の種の貿易を規制するが爲めに諸法規を編成するに際しては須らく特に注意せらる可きである。(ibid., p. 374)。

獎勵金の偉大なる效用が穀物の價格を調節し、而して事物の本質が許す可き限り、之れを適度に、且つ不動に保持するに存することは彼れの屢々説述せる所である。之れを有効に行ふが爲めには、主として注意せられなければならぬ二個の主要なる點が存する。其の第一は這般の規制が制定せられんとする國に於ける各特種の穀物の内在的 (intrinsic) 價値を能ふ限り正確に確めることであり、第二は同種の穀物が其の輸送せらるゝことある可きあらゆる外國市場に於いて概して販賣せられ得る價格並びに其の市場に之れを輸送するの經費を確むるに在る。輸入が合宜に許可せらるゝを得る價格並びに輸出貿易に對する獎勵金を規制す可きものは是れ等の事情中の第一のものであり、這般の獎勵金の高を規制す可きものは第二のものである。穀物は勞働の一定の投資なくして生産せらるゝことを得ず、そは又耕作者が這般の投資に對して彼れに補償するに足る價格を收受するに非ざれば市場に齎さるゝことを得ない。著者が穀物の内在的價値と稱するは之れを生産するに必要な這般の勞働の賃銀である。(ibid., pp. 374-375.)

頗る豊沃なる土壤を有する國に於いては、同一量の穀物が、更らに礫確なる國に於けるよりも遙かに少なき投資を以つて産出せられ、販賣せらるゝことが明かである。是に於いて乎、其の穀物の内在的價値は前者に於けるよりも後者に於いてはより、高くなければならぬ、而して是れ故に、穀物の平均價格は安全に礫確なる國に於けるよりも豊沃なる國に於いては他の諸貨物に比例して遙かに低きを得可きである。立法部に於いて何等かの商業法規によつて礫確なる國に於ける穀物の平均價格を這般の眞内在價値よりも低からしめんことを目論む可しとしたならば、農業者は這般の業務を放棄するの止むなきに至る可く、地所は荒蕪するに委せらる可く、而して住民は其の食料を外國のみに仰ぐの止むなきに至る可きである。然しながら、あらゆる國の最必須なる富は土壤の所産より成るが故に、苟

も這般の産物を減少するに資する總べての規制が有害なることは遍く認められた所であるから、立法部は須らく田園の耕作を獎勵し、斯くて、能ふ可くんば、之れが産物をして其の住民の總べてを支持することを企圖しなければならぬ。(ibid., pp. 375-376.)

是に至つて、アンダーソンは曰く「あらゆる國に於いて、相異なる沃度を賦與せられた種々なる土壤が存する、斯くて又、是れ等のものの中、最も豊沃なるものを耕作する農業者は、之れよりも礫確なる田園を耕作する者よりも著しく低廉なる價格を以つて其の穀物を市場に齎し得ることゝ爲らなければならぬ。然しながら、是れ等豊沃なる場所に生じた穀物のみを以つて其の市場を充すに足らないならば、其の價格は當然、該市場に於いて、他の者をして恰も之れよりも礫確なる土壤を耕作するの經費を補償するの高まで引き上げらる可きである。然しながら、豊沃なる場所を耕作する農民は、該市場に於いて、之れよりも礫確なる田園を使用する者と同様の相場に於いて、彼れの穀物を販賣するを得可きである、斯くて彼れは其の産出せる穀物に對して、内在的價値よりも遙かに多くを收受す可きである、是に於いて乎、多數の人々は斯くの如き豊沃なる田園の占有を取得せんことを切望し、之れを耕作する排他的特權に對して、甘んじて或る一定の打歩を與へんとするであらう、而して其の打歩は其の土壤の沃度の多少に従つて大小の相違があるであらう。吾人が今、地代と稱する所のものを構成するは此の打歩である、而して這般の打歩に由つて、沃度の甚しく相違せる土壤を耕作するの經費は完全なる平等に歸せしめらるゝを得可きである」(ibid., p. 376.)。斯くの如く彼れは地代の發生原因を説明したのであるが、而も彼れは之れを爲すに當つて其の當面の論敵アダム・スミスの地代説の不正確を毫も指摘することがなかつたのである。

而して彼れが斯くの如く地代發生論を行へるは、是れに由つて、沃度中位の諸國に於いては、農業者をして最凶

年に於いても全住民に食料を供給す可き穀物を備ふるに充分なる可きだけれ等的確なる田園の多くを耕作するを得せしむるに足る高率に穀物の平均價格を定め、斯くして彼れ等をして斷じて此の生活の缺く可らざる必要品の不足を告ぐるの危険に陥らしむることなる可きを得策とする所以を説かんとするに在る。然しながら、彼れ等にして若し凶年に於いて全住民を支持す可きだけ多くの穀物を産出するとしたならば、豊年に於いては彼れ等に取つて充分なるよりも遙かに以上の穀物の存在を見る可きである。是に於いて乎、斯くの如き場合に於いて價格の法外なる下落を防止するが爲めに、此の餘剰産物に對して市場が與へられなければならぬ。(Ibid., pp. 376-377.)

當該國にして若し其の周圍の國々よりも豊沃であるとしたならば、是れ等周圍の諸國に於ける平均價格は、恐らくは終始、若しくはそが該穀物の内在的價值に近き點まで下降する時は常に、輸出を許すの外、他に何等の獎勵をも要することなる可きまでに、國內市場に於ける其の穀物の内在的價值よりも遙かに高かる可きである。埃及、シリ及び波蘭の場合に之れである。而も周圍の諸國に於ける平均價格にして若し國內に於ける内在的價值と殆んど均しかる可しとしたならば、價格が餘りに下落せる時には、之れを外國市場に輸送するに際し、運賃等の全經費を償ふやうに輸出に對して少額の獎勵金を與ふることが必要であらう。小麥に關する英國現在の場合には或る程度まで之れである。然るに近隣の諸國家に於ける穀物の平均價格が、適度に豊富なる年に於いて、國內に於ける穀物の内在的價值と等しきか、若しくは之れよりも低かる可しとしたならば、獎勵金は須らく、嘗だに運賃のみならず、彼外國市場に於ける穀物の價格と國內に於ける其の内在的價值との間の差違をも亦、償ふだけ高かる可きである。蘇國の場合に之れであるやうに観える。是に於いて乎、蘇國より輸出せらるゝ燕麥に對する獎勵金は恐らく英國に於ける小麥の其れよりも幾分其の價值に比例して高きを要するであらう。(Ibid., pp. 377-378.) 次いでアンダーソン

ンは前述せる第二の主要點に就いて述べ、燕麥若しくは碾割燕麥が總べての異なる價格に於いて、輸出に對する獎勵金、若しくは輸入に對するプレミアムを以つて、蘇國より輸出せられ、若しくは蘇國に輸入せらるゝを許さる可き定率を示す表を掲げてゐる。(Ibid., p. 379.)

## 六

アンダーソンは同じき年を以つて出版せられたる小篇、「穀法の本質に就いての研究」(前著序文の日附は一千七百七十七年三月十八日にして、後著献本の辭の日附は同年十二月十五日)の補遺に於いて、蘇蘭土の製造業者等が穀法改正の提案を以つて、彼れ等の損害に於いて自己の利益を増進せんとする土地所有者の不正なる企圖なりと思惟して、甚しく憤激せることを述べ、彼れは何人よりも蘇國の製造業を振興するに鋭意なるものなりと稱し、新穀物法案が彼れ等に損害を與ふるを意圖するものに非ざることを辯明した。(Ibid., pp. 42-43.) グラスゴオの製造人等は燕麥若しくは碾割燕麥の輸入を許す可き相場が一ポールに就き十三志四片を超過す可きでなく、又、這般の價格がエツンポロオ若しくは他の何れの場所に於けるよりも寧ろグラスゴオに於いて確定せらる可きであると主張する。(Ibid., p. 44.) 而も是れに由つて、農業者が其の産物の費用以下に於いて之れを販賣せざるを得ずとしたならば、彼れは其の業務を廢止し、他の業務に従事せざるを得ざる可く、而も人は穀物の使用を廢すること能はざるが故に、製造人は斯くの如き場合には、立法者の定めたる低廉なる價格を以つてすることなく、如何に高價なるにしる、他の國より之れを齎し得る底の價格に於いて、他の者より購入せざるを得ざる可きである。斯くして農業者は彼れの穀物の消費者によつて、這般の穀物が之れを産出するに際して彼れに費さしむる價格を、相當なる利潤を以つて、彼れに補償するに足る底の價格を支拂はれざるを得ざるか、若しくは住民は彼れ等の日常の食料供給を

他の一定國に依頼するの必要に陥らしめられざるを得ざるが、孰れかの結果を生じなければならぬ。(Ibid., p. 45.)  
著者は爰に長き脚註を施して、一般に起り勝ちなる反對論を豫見する。借地農に對する價格は唯り土地所有者の高地代並びに強慾なる誅求によつてのみ斯くの如く高しと做すものが是れである。彼れ等は曰く、汝の地代を低下せよ、然らば、借地農は其の穀物を消費者に對してより、低廉に供給するを得るであらうと。而も、アングーソンを以つて觀れば、其の土地の產物の價格を決定するは其の土地の地代に非ずして、其の地代を決定するは該產物の價格である。而して彼れは此の一見パドックスの觀あるものを説明せんとする。あらゆる國に於いて、沃度に關して互に他のものから著しく相違しつゝある種々なる土壤が存する。彼れは是れ等土地の種々なる等級を表示するが爲めにA B C D E F等の文字を以つてする。扱て最も豊沃ならざる土壤を耕作するの經費は、最も豊沃なる農場の其れと等しく大であるか、若しくは之れよりも更に大であるが故に、若し穀物の等一量、各農場の產物が同一價格に於いて販賣せられ得るならば、最も豊沃なる土壤を耕作するの利潤は他のものを耕作するの其れよりも遙かに大でなければならぬことが必然の結果であり、又、それは礫の程度が漸次増加する時は、劣等なる等級の或るものを耕作するの經費は全產物の價值と等しかる可きことが終には生じなければならぬ。(Ibid., pp. 45-46, n.)

而して、F級は、燕麥より成る其の產物が、若し一ポールに就き十四志に販賣せられたとするならば、辛じて之れを耕作するの經費を償ふに足り、全然何等の地代をも生ぜざる可き總べての田園を包含し、E級は其の產物が若し一ポールに就き十三志に販賣せられたとするならば、諸掛りを償つて何等の地代をも生ぜざる可き田園を包羅し、而して同様にD、C、B及びA級は其の產物が若し其れ其れ一ポールに就き十二志、十一志、十志並びに九志に販賣せられたならば、恰も耕作の費用を償つて何等の地代をも生ぜざる田園より成るものと想像する。今、斯くの

如き田園の存する國の全住民が最初の四級、即ちA、B、C及びDの產物によつて支持せらるゝを得可きものと想像する。若し其の國に於ける碾割燕麥の平均販賣價格が一ポールに就き十二志であつたとするならば、D級の田園を占有する者は辛じて之れを耕作するに堪へ得るものであつて、全然何等の地代をも支拂ふものでないことが明かである。斯くて若し穀物に比して少なる經費を以つて産出せらるゝを得可き其の田園の他の產物が存しなかつたとするならば、借地農は之れに對して其の所有者に全然何等の地代をも與ふることを得ざる可きである。而して若し然らば、何等の地代もE及びF級の田園に對しても與へらるゝを得ざる可く、又、其の地主の強慾の限りを盡しても、此の場合に於いて之れに對して地代を誅求することを得ざる可きである。然しながら、斯くの如き事情の下に於いては、C級に於ける田園を占有せる借地農は之れを耕作するの經費を補償し、而して又、其の產物の各ポールに對し一志に等しき地代を其の所有者に與ふるを得可きことが明瞭である。而して同様にB及びA級田園の占有者は其れ其れ彼れ等の產物の各ポールに就き二志及び三志に相當する地代を與ふるを得可きである。又、是れ等田園の所有者等は斯くの如き地代を取得するに何等の困難をも看出さざる可きである。即ち借地農等は、縱令ひ是れ等の地代を支拂ふも、恰も彼れ等が全然何等の地代をも支拂ふことなくしてD級の田園に依つて生活し得ると等しく、斯くの如き土壤に依つて、よく生活し得可きを認めて、孰れのものをも等しく借り受けんとす可きが故である。(Ibid., pp. 46-47, n.)

然も亦、A、B、C及びD級の田園の全產物が住民の全體を維持するに充分でなかつたと想像する。平均販賣價格にして若し依然として一ポールに就き十二志を持続す可しとしたならば、E若しくはF級の田園の總べては耕作せらるゝの餘地を與へられざるが故に、其の住民は彼れ等の欲望を満すが爲めに、或る他の國よりして穀物を齎すの

必要に驅らる可きである。然しながら穀物が該他國から、平均、一ポール十三志以下を以つて齎さるゝを得ないことが明かと爲つたとしたならば、國內市場に於ける價格は這般の率まで騰貴す可きである。斯くてE級の田園は、是に於いて乎、耕作せらるゝを得可く、而してD級の其れは曩きにCによつて與へられた所のものに等しき地代を其の所有者に與ふるを得可く、又、他のものに於いても同様であつて、あらゆる等級の地代は同一比率に於いて騰貴す可きである。是れ等の田園にして住民の全體を維持するに充分であるならば、價格は永久に十三志に残留す可きである、而も猶ほ不足が存し、而してそが一ポールに就き十四志以下に於いては補充せられ得ないとしたならば、價格は市場に於いて這般の率まで騰貴す可く、其の場合にはF級の田園も亦、耕作せらるゝを得可く、總べて他のものゝ地代は之れに比例して騰貴す可きである。斯くの如き推理を現在の場合に適用するならば、蘇國のロージアンス地方に於ける人民はA、B、C、D及びE級の田園の產物によつて維持せられ得るも、而もクライデスデールの住民はF級の田園の產物をも亦要求するの觀がある。斯くて一方は碾割燕麥に對して、他よりも平均、一ポールに就き一志多く與ふるの必要に驅らるゝのである。(ibid., pp. 47-48.)

今、若しクライデスデールの郷紳等が非常なる愛國心の作用と過度の製造業獎勵欲とから、F級の田園並びにE級の其れを占有せる者から何物をも要求せざる迄に、彼れ等の地代を引き下げんことを決意し、而して爾餘一切のものゝ地代を之れに比例して低下するに委したと想像する。穀物の價格は之れが爲めに下落す可きであらうか。斷じて斯くの如きことはないであらう。其の住民は猶ほ以前と等しくF級の田園の全產物を必要とし、而して斯くの如き田園の農民をして是れ等の田園を耕作するを得せしむる底の價格を彼れ等に支拂ふの必要に驅らるゝのである。彼れは是に於いて乎、猶ほ以前の如く、一ポールに就き十四志を收受しなければならぬ。而してE、D、C、B

及びAの田園より生ずる穀物は、少くとも同等の品質を有するが故に、是れ等田園中の斯くの如きものゝ占有者等は彼れ等の產物に對して同様の價格を收受す可きである。是に於いて乎、這箇ドン・キーホーテ的計畫から生ず可き唯一の結果は、其の地主の失費に於いて、借地農の一部を富ましむるに在る可く、穀物の消費者に對して最少の利益をも生ずることがないであらう——是れ等借地農の勤勉は這般の處置によつて減退せしめらるゝことある可きを以つて、結果は恐らく消費者に取つて不利と爲るであらう。若し他方に於いて、何等かの政治的施設によつて碾割燕麥の價格が其の地に於いて一ポールに就き十四志から十三志に引き下げらる可しとしたならば、F級の總べての田園は耕作を廢せらる可きことが必然の結果であり、而して他のものゝ地代は固より下落す可きであらう。而も這般の地代の下落と共に、生産せらるゝ穀物の定量は減少せしめらる可く、而して其の住民は彼れ等の日常の麵麩に對して他のものに依頼するの必要に陥る可きである。斯くて地代は毫も任意的に非ずして、穀物の市場價格に依存するものであり、尙ほ又、穀物の市場價格は之れに對して存する有效需要と其の生産せらるゝ地方に於ける土壤の沃度に依存するの觀がある、斯くて單なる地代の低下は斷じて穀物を低廉ならしむるの效果を生ずることを得ざる可きである。(ibid., p. 48. n.)

然しながら、元と最低級であつた田園が充分なる耕作によつて、早晚更らに上級の其れの間伍するの程度迄改良せらるゝことある可きが故に、市場に安定を與へ、農業者に對して適當なる獎勵を與ふるが爲めに合宜の手段が講ぜらるゝならば、穀物の價格が次第に以前よりも低落す可きに拘らず、地代は又騰貴するを得ると云ふ事實が當然起るであらう。而して這般の結果は鼓舞せられたる農業に由るの外、斷じて生ぜしめられ得ざるが故に、製造業者の爲めに穀物の價格を低下し、同時に又、土地所有郷紳の收入を増進する唯一の實行し得る方法は市場に對して



安定を、又、農業者に對して安全を與ふに存することゝ爲る、而してそれは公平なる穀法の仕組によつて多く助成せらるゝを得可きである。(ibid. pp. 4849.)

上述の推理より生ずる必然の推論は、製造業が或る特殊の地域に於いて従前よりも繁昌し、斯くて人口を増加せしむるならば、固より食料に對する増加せる需要が存す可きであると云ふに在る。然しながら、農業が適當に獎勵せられて、其の技術に於ける改良を助成することがなかつたならば、(著者は、或る特殊の田園が諸年を平均して、従前に於けるよりも人間に更らに多くの食料を給するに至らしめらるゝの時、唯り是れのみを農業に於ける改良と呼ぶ)、這般の増加しつゝある需要を充すが爲めに、一層確たる田園(G級の其れと假定せよ)を耕作するの經費を償ふまでに高く穀物の市場價格を引き上げるの必要が存す可きである。然しながら人口が斯くの如くして増加し、而して製造品に對する需要が依然として従前の如くなるに拘らず、農業に對して更らに大なる獎勵を與へ、若しくは穀物の價格を引き上げることなく、却つて其の住民が、何等かの政治的規制によつて、一時穀物の價格を減少せんとたくらむ可しとしたならば、製造業者によつて收得せらるゝ利潤は不平均に大と爲り、下男並びに其の他農業上の勞働に使傭せらるゝ者は、農業者が彼れ等に與ふるに彼れ等が製造業の如き他の業務に於いて取得し得るに等しき賃銀を以つてするに非ざれば、製造業に其の身を託す可きである。是れに由つて曩にはD級であつた田園はE級に推し戻され、而して其の他のものも同様なる可く、斯くて、縱令其の價格は依然前と同一であつても、殆んど従前に等しき穀物の定量を産出することは不可能なる可く、而して製造業者は彼れ等の穀物に對して遙かに高き價格を與ふるの必要に驅られ、斯くて自己の利潤を減少し、而して彼れ等が充分に食料を供給せられ得るに先立つて、勞働者等を再び農業に逐ひ歸すの已むなきに至る可きである。(ibid. pp. 4849. n.)

然るに若し斯くの如く愚かにも不可能事を遂行せんと企つることなく、農業が堅實なる援助を受く可き規制が採用せられたとするならば、農業者は漸次其の田園を従前よりも豊沃ならしめ、斯くてF級の其れをして曩がて逐次E、D及びC其の他の等級を通過して、恐らくはAに達するに至らしむ可きである、是れに由つて生産せられたる穀物の定量は其の住民の全部を維持するに充分に缺くる所なく、而して其の經費は又より、少と爲る可きである。是に於いて乎、農業者は、彼れが同時に其の土地に對し騰貴せしめられた地代を支拂ひ、而して従前よりも低廉なる相場に於いて其の産物を販賣す可きに拘らず、等しき利潤を擧ぐるを得可きである。斯くの如くして明敏なる政策を採用するに由つて、農業及び製造業の兩者が獎勵せられ得るの觀がある。農業者は益々富裕且つ獨立と爲るを得可く、穀物の價格は減少せしめられ、而して地代は同時に増加せしめらるゝを得可きである。著者は最後に附記して曰く、「余が爰に自己を限定しなければならなかつた限界は余を妨げて這般の單純なる概略を記す以上のことを爲さしめない。聰慧なる讀者は自ら此の下書に仕上げを施すを得可きである。他の人々に對しては、附加的説明が必要であらうが、而も余は差し當り是れ等のものを省略しなければならぬ」と。(ibid. p. 50. n.)

アンダーソンは又、前掲一千八百〇一年八月の『休養』第三十冊、即ち第一卷第二部策六號に「A comparative view of rent and of tythe in influencing the price of corn.」を掲げ、(Recreations, &c. vol. V, 1801, pp. 401-428.) 其の中に於いて彼れの地代論を反復してゐる。(ibid. pp. 402-406.)

## 七

吾人は固よりアンダーソンが地代の本質を解釋せる方法とリカードオの其れとの間に存する驚く可き一致を認めなければならぬ。彼れはリカードオと等しく土地の産物が唯だ一種なる場合を想像して其の論を進めた。(地代が

決定要素として價格中に入らざるものであると云ふ定則は、土地が唯だ一個の目的のみに供用せられ得る限りに於いて誤りなきものである。斯くして彼等は土地の各部分が相異なる収益力を有するの事實に由る地代の發生原因を説明し、後の地代説の靜的部分を表明した。而も彼等は土地に投入せられたる勞働力及び資本が相異なる収益力を有するの事實に基く發生原因を説明することがなかつた。即ち彼れが収益遞減の概念に基くリカードオの動的理論を表明することがなかつたことは既に幾多の先輩諸學者によつて指摘せられたるが如くである。(昭和四年版、拙著『經濟學史』七〇—七一頁參照)。而して彼等は又、地代を以つて、リカードオの如く、土壤の原始且つ不滅の力の使用に對して地主に支拂はるゝ土地の収益部分と看做すことなく、當だに自然的勢力によるものゝみならず、人間的勢力によつて生ぜしめられた収益をも併せて地代と稱して居つたことも明かである。(Karl Diehl, Sozial-wissenschaftliche Erläuterungen zu David Ricardos Grundgesetzen der Volkswirtschaft und Besteuerung, 3. Aufl., 1. Teil, 1921, S. 408.)

第十八世紀の英國議會は大體に於いて地主の集會であつたが、而も彼れ等は彼れ等自身の利益が影響せらるゝ場合を除いては、活動的商業階級の利益を目的として法案を通過せしめた。彼れ等は彼れ等が倫敦及び次第に發達しつゝある商業及び工業都市よりの請願により、又是れ等の諸都市に於ける暴動を通じて輿論の壓迫を感じた時、彼れ等が致命的利害關係を有する穀法の停止をすら行つた。斯くの如き壓迫は一千七百六十年以後に於いて、中部及び北部諸郡の發達と共に増加した。一千七百七十三年の An act for regulating the importation and exportation of corn. (13th George III. c. 43.) は、開港場に於ける小麥の價格が二志四片、若しくは之れを超過する時は、僅かに一クォーターに就き六片の關稅を支拂つて之れを輸入することを許した。舊法に據れば、麥粉は如何なる價格

に於いても輸入せらるゝことを得なかつたのであるが、新法に據れば、ハンドレッドウェイトに就き二片を支拂つて常に輸入せらるゝことを得た。輸出は價格が四十四志に達する時には禁止せられたが、這般の水準以下に於いては輸出せらるゝ小麥に對して五志の獎勵金が支拂はる可きであつた、同一の原則は是れよりも低き價格の水準を以つて、ライ麥、豆、隱元、大麥、ピーア及び燕麥に適用せられた。アンダーソンは、舊法の精神を以つて出來得る限り輸入を抑制し、輸出を増進せんとするに存し、新法の精神を以つて出來得る限り輸入を増進し、輸出を絶減せんとするに在るものと做してゐる。(A Calm Investigation, op. cit., 1801, p. 89.)。工業都市及び海港の利益を目的とする改新が此の法律中に誘導せられたことは明かであるが、而も唯り商工階級のみならず、土地階級も亦、表面上之れに贊意を表して居つた。恐らく地主派は、彼れ等が凶荒の年を除いては輸入は殆んど全く起らざる可きことを信じたが爲めに之れに同意せるものであらう。(Joseph Schield Nicholson, The History of English Corn Laws, 1904, p. 71.)

然しながら、彼れ等は臆がて此の點に於いて幻滅を感じなければならなかつた。アンダーソンは新法の作用に由つて英國の輸入は殆んど三百萬クォーター、六百萬スターリング以上に増加したと説いてゐる。(Calm Investigation, op. cit., p. 90.)。這般の幻滅は、是れ迄、他の階級の失費に於いて自己の經濟的利益を増進するが爲めに其の政權を利用せんとする何等實際的努力をも行ふことがなかつたやうに觀えた議會に於ける地主派をして終に一千七百九十年の新法を通過せしむるに與つて力あるものであつた。英國に於ける小麥の價格が一クォーターに就き五十志以下なる時は常に二十四志三片の關稅を外國小麥に課し、價格が五十志と五十四志との間なる時は二志六片、又五十四志若しくは其の以上なる時には六片の關稅を課することを規定せる九十二年の新法案の通過は、地主階級が他の階

級の反對を冒して其の農産物の價格を騰貴せしむるが爲めに政權を利用せる嚆矢たるの觀がある。(Barnes, A History of the English Corn Law, 1930, pp. 93-94)。蘇國の地主階級は此の點に於いて英國の地主階級よりも一歩を先んじて居つた。従つて地主對製造業者の對立は此の地に於いては英蘭土に於けるよりも早く鮮明と爲り、アングーソンの時代に於いては、「地代を低下せよ、然らば穀物は低廉に提供せらる可し」と做すの叫びが、英蘭土に於けるよりも聲高く響いてゐた。是に於いて乎、彼れは後年のリカードオの如く、地代高きが故に、穀價高きか、穀價高きが故に地代高きかの問題に答へんとしたのである。

而も彼れは適度の農業保護の政策が耕作地の面積を擴張し、其の生産性を大ならしめて穀物の産額を増加し、其の價格の騰貴を抑制するの傾きあるのと觀て居つた。(是に於いて乎、彼れは豊年に於ける法外なる價格下落を防止するが爲めに穀物の輸出を奨励するの必要を認める)。然るに一千八百十四―十五年の新穀法論争に於いては、耕作地の面積擴張若しくは資本及び勞働の投入増加に依る農産物の著大なる増加は、更らに劣悪なる土壤の使用若しくは更らに効果少なき勞資の投入に由つて永續的に其の價格を消費者に取つて高からしむるの傾向あるものと做す學說を生ぜしめたのである。

リカードオは實に、アングーソンによつて描かれたる下圖に仕上げを施せる「聰慧なる讀者」たるの觀あるものである。吾人は固よりリカードオがアングーソンの著書を知悉せるの證左を有するものではない。然もカール・ディールの如く、アングーソンの著書を以つて一般には殆んど知られて居らなかつたものと做すは非である。(Diehl, a. o., S. 408)。彼れはディールの稱するが如く、決して一介の「借地農」(Pächter)ではなかつた。(a. a. o., S. 403)。彼れは極めて多くの著書を殘せる著名なる人物であつて、其の書の或るものは數版を重ねてゐた。穀法問題

の論争喧しき一千八百十五年の交に於いて、其の著者の死後僅かに六七年を経過せるに過ぎざる同一問題を取扱へる此の著名なる博士の書は猶ほ當時の英國に於いて幾分の讀者を有して居つたことと想像せられる。